

平成二十七年五月十九日受領
答弁第二二六号

内閣衆質一八九第二二六号

平成二十七年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員長妻昭君提出安全保障についての憲法の本旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出安全保障についての憲法の本旨に関する質問に対する答弁書

一について

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の本旨にのっとり、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）
において、憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、あくまでも、同閣議決定で告示した「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではない。このように、「専守防衛」は、引き続き、憲法の本旨にのっとり、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について、政府として、我が国の防衛の基本的な方針である「専守防衛」を維持することに変わりはない。

二及び三について

従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考えてきており、このような考え方は、新三要件の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。